

埼玉県警察広告付行政情報モニター仕様書

1 埼玉県警察広告付行政情報モニター（以下「情報モニター」という。）の設置場所及び種類

(1) 設置施設及び設置場所並びに種類

- ア 埼玉県越谷市東越谷6丁目27番地6
越谷警察署 別紙1の①で示した場所（情報モニターAを設置）
- イ 埼玉県久喜市上早見154番地
久喜警察署 別紙2の②で示した場所（情報モニターBを設置）
- ウ 埼玉県幸手市大字上吉羽964番地
幸手警察署 別紙3の③で示した場所（情報モニターBを設置）
- エ 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4673番地1
杉戸警察署 別紙4の④で示した場所（情報モニターBを設置）
- オ 埼玉県春日部市大沼1丁目82番地
春日部警察署 別紙5の⑤で示した場所（情報モニターAを設置）
- カ 埼玉県所沢市並木1丁目6番地の1
所沢警察署 別紙6の⑥で示した場所（情報モニターAを設置）

(2) 設置数

情報モニターの1ユニットの機器構成を、ライトパネル、行政情報用及び広告用モニターによるものとし、各設置施設に1ユニットとする。

(3) 設置範囲

設置に当たって、設置範囲等について次のとおりとすること。

ア 情報モニターA

行政情報用モニター1台、広告用モニター及びライトパネル各1台以内とし、構成機器は全て壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障の無い方法を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。なお、設置範囲は構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ750mm以内とする。

イ 情報モニターB

行政情報用及び広告用モニター1台及びライトパネル1台以内とし、行政情報及び広告を交互に放映することとする。

各構成機器は全て壁掛けとする。

なお、各機器の設置に際し、運用に必要な機材を別途設置する場合及び配線等を敷設する場合等については、設置施設の業務及び施設に支障のない方法を提案し、実際の設置については各設置施設の指示に従うこと。

構成機器はそれぞれ独立し、設置可能なものとし、設置施設の状況に合わせて配置すること。ただし、設置範囲は、構成機器1台の外寸を幅1,250mm×奥行80mm×高さ750mm以内とする。

2 情報モニターの設置及び運用に係る留意事項

- (1) 情報モニターの設置に当たっては、建物及び施設運営に負担の少ない方法で固定し、地震時等の転倒又は落下を防止する対策を十分に講じること。
- (2) 行政情報モニターの設置にあたり、設置前の調査により1(1)により設置することが業者及び他の設備等に支障を生じさせるおそれがあるときは、1(3)における他の方法に限り変更することができる。
変更にあつては、その理由などを示した書面を埼玉県に提出し、その承認を得るものとする。
- (3) 情報モニターの角、縁等で来庁者又は利用者が負傷しないよう配慮した形状とすること。

- (4) 情報モニターの破損又は汚損した際、速やかに対応できるものとする。
- (5) 情報モニターの故障時は、設置事業者において速やかに対応すること。
また、故障時の連絡先を明記すること。
- (6) 情報モニターの設置及び運営に係る苦情等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。
- (7) 情報モニターの設置、運営及び撤去に係る工事を行う際は、工法等について事前に埼玉県警察と協議の上、実施すること。
また、電気の使用に当たっては、設置前に庁舎の電源設備を確認し、庁舎内の業務用機器や照明に影響を与えないようにすること。設置工事については、土曜、日曜、祝日(振替休日を含む。)とする。
ただし、埼玉県警察が承認した場合を除く。
- (8) 情報モニターの運用時間は、原則として、平日の午前8時から午後5時15分までとすること。
また、タイマー機能等により自動で電源管理を行い、状況に応じて電源の入切、調光等が容易に行えるものとする。
なお、照明等は、環境負荷の低減に配慮したものとする。
- (9) 情報モニターの設置及び運営に当たっては、企画提案書に記載した内容を遵守すること。

3 仕様及び遵守事項

- (1) 掲出内容は、次に掲げる項目を含むものとする。
 - ア 行政情報モニター
 - イ 広告
- (2) 共通事項
 - ア デザイン及び色合いについては、設置する施設の周辺環境に配慮すること。
 - イ 行政情報モニターで使用するモニターは42インチ型以上の大きさとし、音量調節機能を有すること。
 - ウ 広告でモニターを利用する場合は、音量調節機能を有するか、音が出ないものとする。
 - エ 広告内容等に関する責任は、設置事業者にある旨の記載又はモニター上で広告を行うこと。
また、問合せ先を明確にすること。
 - オ 広告の製作に際して、著作権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利等を使用するときは、設置事業者が、その使用に関する一切の責任を負うこと。

4 その他

情報モニターの設置に当たっては、「埼玉県広告付電子庁舎案内板設置要綱」及び「埼玉県広告付電子庁舎案内板広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)を遵守すること。ただし、要綱等中、「広告付電子庁舎案内板」は「広告付行政情報モニター」と読替え、「フロア案内図等を図示する」は「行政情報モニターを付属させる」と読替える。